

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託(七件) (震災援護室) 二
- 地域森林計画の変更(二件) (林業振興課) 五
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 六
- 公有水面埋立ての免許出願 (港湾課) 六
- 宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務の委託 (教育庁生涯学習課) 七
- 選挙管理委員会
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正 七
- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 七

告 示

○宮城県告示第二十六号
 青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。
 平成二十四年一月十七日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	上級恋愛ミニト 2月号 04593・2	(株)近代映画社

二	雑誌	恋愛白書パステル 2月号 19625・02	(株)宙出版
三	雑誌	ラブレボ 2月号 19667・02	(株)宙出版
四	雑誌	絶対恋愛スイート 1月号 15557・01	(株)笠倉出版社
五	雑誌	恋愛チエリーピンク 1月号 17744・1	(株)秋田書店
六	雑誌	無敵恋愛エス・ガール 2月号 08577・2	(株)ぶんか社
七	雑誌	ボーイズキャビ! 12冬 17482・02	(株)芳文社
八	雑誌	ヤングアニマルあいらんど 第17号 28306・2/5	(株)白泉社
九	雑誌	ヤングチャンピオン 2 28282・1/10	(株)秋田書店
十	雑誌	月刊ビタマン 2月号 07653・2	(株)竹書房
十一	雑誌	愛人教師 52972・88	(株)日本文芸社
十二	雑誌	僕の魔法使い 50955・30	(株)海王社
十三	雑誌	夜間水泳部によろこそ 44655・34	(株)宙出版
十四	雑誌	先生はオモチャ 44655・86	(株)宙出版
十五	雑誌	愛シエアハウス!こんな男と暮らしたい 44812・89	(株)秋田書店
十六	雑誌	花嫁は涙に濡れる 上 56514・05	(株)オークラ出版
十七	雑誌	彼じゃないけど 51358・22	(株)芳文社
十八	雑誌	好きって言われたい 50667・47	(株)一迅社
十九	雑誌	まわりみち 53415・91	(株)笠倉出版社
二十	雑誌	秘書室のとまどい 53415・92	(株)笠倉出版社
二十一	雑誌	愛と欲望は学園で ISBN978・4・86252・118・ 7	(株)コアマガジン

二二二 雑誌	サムライイーエルオー	2月号
	14171・02	
		インフォレスト(株)

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第二十七号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、登米市の災害弔慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約

（災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、登米市は、その事務として行う災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関（以下「災害弔慰金等支給審査会」という。）の設置及びその運営並びに災害弔慰金等支給審査会への諮問等（以下「災害弔慰金等支給審査会等の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害弔慰金等支給審査会等の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による死亡又は障害であるか否かを審査するための災害弔慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害弔慰金等支給審査会への諮問等とする。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、登米市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、登米市と宮城県とが協議して定める。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したと

きは、直ちに登米市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、登米市と宮城県とが協議して定める。

附則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定による登米市と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第二十八号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、栗原市の災害弔慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約

（災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、栗原市は、その事務として行う災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関（以下「災害弔慰金等支給審査会」という。）の設置及びその運営並びに災害弔慰金等支給審査会への諮問等（以下「災害弔慰金等支給審査会等の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害弔慰金等支給審査会等の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による死亡又は障害であるか否かを審査するための災害弔慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害弔慰金等支給審査会への諮問等とする。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、栗原市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、栗原市と宮城県とが協議して定める。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに栗原市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、栗原市と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定による栗原市と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第二十九号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、松島町の災害甲慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

松島町と宮城県との間の災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約

（災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、松島町は、その事務として行う災害甲慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関（以下「災害甲慰金等支給審査会」という。）の設置及びその運営並びに災害甲慰金等支給審査会への諮問等（以下「災害甲慰金等支給審査会等の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害甲慰金等支給審査会等の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による死亡又は障害であるか否かを審査するための災害甲慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害甲慰金等支給審査会への諮問等とする。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、松島町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、松島町と宮城県とが協議して定める。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに松島町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、松島町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定による松島町と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第三十号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、七ヶ浜町の災害甲慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

七ヶ浜町と宮城県との間の災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約

（災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、七ヶ浜町は、その事務として行う災害甲慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関（以下「災害甲慰金等支給審査会」という。）の設置及びその運営並びに災害甲慰金等支給審査会への諮問等（以下「災害甲慰金等支給審査会等の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害甲慰金等支給審査会等の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による死亡又は障害であるか否かを審査するための災害甲慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害甲慰金等支給審査会への諮問等とする。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、七ヶ浜町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、七ヶ浜町と宮城県とが協議して定める。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに七ヶ浜町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は七ヶ浜町と宮城県とが協議して定める。

附則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定による七ヶ浜町と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第三十一号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、大郷町の災害弔慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約

(災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定により、大郷町は、その事務として行う災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関（以下「災害弔慰金等支給審査会」という。）の設置及びその運営並びに災害弔慰金等支給審査会への諮問等（以下「災害弔慰金等支給審査会等の事務」という。）を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害弔慰金等支給審査会等の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による死亡又は障害であるか否かを審査するための災害弔慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害弔慰金等支給審査会への諮問等とする。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、大郷町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、大郷町と宮城県とが協議して定める。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに大郷町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、大郷町と宮城県とが協議して定める。

附則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定による大郷町と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第三十二号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、涌谷町の災害弔慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約

(災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定により、涌谷町は、その事務として行う災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関（以下「災害弔慰金等支給審査会」という。）の設置及びその運営並びに災害弔慰金等支給審査会への諮問等（以下「災害弔慰金等支給審査会等の事務」という。）を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害弔慰金等支給審査会等の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による死亡又は障害であるか否かを審査するための災害弔慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害弔慰金等支給審査会への諮問等とする。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

いづ。()の定めるところによる。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、浦谷町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、浦谷町と宮城県とが協議して定める。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに浦谷町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、浦谷町と宮城県とが協議して定める。

附則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定による浦谷町と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第三十三号

県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、美里町の災害弔慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

美里町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約
(災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定により、美里町は、その事務として行う災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第一条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関(以下「災害弔慰金等支給審査会」といふ。)の設置及びその運営並びに災害弔慰金等支給審査会への諮問等(以下「災害弔慰金等支給審査会等の事務」といふ。)を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害弔慰金等支給審査会等の事務(以下「委託事務」といふ。)の範囲は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいふ。)による死亡又は障害であるか否かを審査するための災害弔慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害弔慰金等支給審査会への諮問等とする。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」といふ。)の定めるところによる。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、美里町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、美里町と宮城県とが協議して定める。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに美里町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、美里町と宮城県とが協議して定める。

附則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定による美里町と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称
宮城北部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部林業振興課)、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所(栗原地域事務所を含む)、宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む)及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称
宮城南部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所で行う。

平成二十四年一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十四年一月六日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区港四丁目十番五、十番六、十番九及び二十四番に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び④の地点から⑦の地点までを順次に結び、①の地点と⑦の地点を結ぶ平成二十三年の春分の満潮位（D・L・プラス一・三八メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

①の地点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N〇。一（北緯三八度一六分二一秒六九〇

六、東経一四一度〇一分三〇秒九八四六）以下、「基点」という。）から二六八度一

〇分四三秒一〇・〇三メートルの地点

②の地点 ①の地点から 一八六度〇九分五二秒 三〇・六四メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一八五度五六分四六秒 一四八・七一メートルの地点

④の地点 ③の地点から 二七六度〇四分五九秒 三〇一・四四メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から 六度〇一分二八秒 四六・七三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 六度〇二分五二秒 一三三・六七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 九六度〇六分三九秒 二六一・三五メートルの地点

(三) 面積 五四、〇三三・六三三平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区港四丁目十番五、十番六、十番八、十番九及び二十四番の地内並びにこれらに接する無番地の地内及び同地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から五二度四分〇六秒六七・七三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 一八五度五六分四六秒 二九八・五二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 二七六度〇四分五九秒 一六〇・二八メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 六度〇四分五九秒 七〇・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 二七六度〇四分五九秒 二四〇・七七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 六度〇二分五二秒 二二八・七二メートルの地点

(三) 面積 一〇二、八一五・七六平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 縦覧期間

平成二十四年一月十七日から平成二十四年二月六日まで

○宮城県告示第三十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務を平成二十四年一月五日次のとおり委託した。

平成二十四年一月十七日

一 委託の相手方

東京都杉並区和泉一丁目三十五番十四号
株式会社オークコーポレーション

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十四年一月十四日から平成二十四年三月四日まで

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十二年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十三年宮選管告示第百五十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十四年一月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

民主党宮城県参議院選挙区第2総支部の平成二十二年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

- 「1 収入総額 14,208,441」を「1 収入総額 14,209,001」に
- 「 本年収入額 11,562,000」を「 本年収入額 11,562,560」に改める。

3 本年収入の内訳中

- 「 田中政嗣新潟県対馬郡津島町」の次の行に
- 「 その他の収入 560」
- 「 一千万円未満のもの 560」を加える。

○宮選管告示第二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年一月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二介護老人保健施設さつき苑の項の次に次のように加える。

介護老人保健施設リラの郷

附 則

この告示は、平成二十四年一月十七日から施行する。

刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山四番一八